

## 第1編

業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）

# 第1編 指針

## 第1編 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）

### 第1章 総則

#### 1.1.1. 目的

業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である官庁施設が発災時においても有効に機能しなければならない。そのため、各省庁の施設管理者は、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続計画の策定及び見直しに主体的に参画すること並びに発災時に必要とされる施設機能を確保するための計画を作成することが必要である。

そこで、本指針は、発災時において官庁施設に求められる機能を定め、それを満たすための具体的手法を示すことにより、業務継続の確実な実施に資することを目的とする。

#### 1.1.2. 対象範囲

本指針は、業務継続計画を策定する中央省庁を対象とする。なお、本指針において想定する基本的な対象事象は「首都直下地震」とする。

#### 1.1.3. 用語

##### (1) 施設管理者

「施設管理者」とは、庁舎の維持、管理、運営に係る業務に主体的に携わっている各省庁の職員又は組織をいう。

##### (2) 維持管理受託者

「維持管理受託者」とは、施設管理者から庁舎の維持、管理に係る業務を委託され、契約により当該業務を履行する義務を負っている者をいう。

##### (3) 警備受託者

「警備受託者」とは、施設管理者から庁舎の警備に係る業務を委託され、契約により当該業務を履行する義務を負っている者をいう。

##### (4) 非常時優先業務を行う各部局

「非常時優先業務を行う各部局」とは、業務継続計画において非常時優先業務を行う組織をいい、必要に応じて当該業務を行うために必要とされる人員が属する他の組織も含む。

##### (5) 基幹設備機能

「基幹設備機能」とは、活動支援空間及び執務空間における機能を維持するために必要となる電力、通信・情報、給水、排水、空調、監視制御、エレベーター等の建築設備の主要部分及び幹線部分の機能をいう。

##### (6) 活動支援空間における機能

「活動支援空間における機能」とは、非常時優先業務を行うにあたり職員の活動を支援するために必要となる移動機能、物品の保管機能等、職員の活動を支援する執務空間以外

## 第1編 指針

で必要となる機能をいい、廊下、階段、トイレ、備蓄倉庫、電気室、機械室、電算機室等が有する機能が含まれる。

### (7) 執務空間における機能

「執務空間における機能」とは、非常時優先業務を行う室又はエリアが必要とする機能をいう。

### (8) 業務継続計画

「業務継続計画」とは、大規模な災害等が発生し、各省庁が相当な被害を受けた場合において、非常時優先業務を円滑かつ確実にを行うために各省庁が策定する計画をいう。

### (9) 非常時優先業務

「非常時優先業務」とは、業務継続計画に定められるものであり、従来の防災業務計画による災害応急対策業務、通常業務のうち業務継続の優先度が高い業務等をいう。

### (10) 業務継続力

「業務継続力」とは、非常時優先業務が組織全体でどれだけの水準で行えるかを総合的に評価した能力をいう。

## 第2章 官庁施設の機能確保に関する基本方針

### 1.2.1. 発災時における施設機能の重要性

業務継続計画の作成にあたっては、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を的確に把握し、発災時に想定される被害及び施設に影響する状況変化を、可能な限り想定し、それらへの対応の必要性を評価していくことが重要である。その上で、平常時よりその機能の確保及び維持に努めるとともに、万一機能の回復が不可能となる状況を想定した代替機能・手段を準備しておく必要がある。

### 1.2.2. 施設管理者の責務

施設管理者は、非常時優先業務を行う上で施設機能が重要であることを認識し、現状の施設機能を十分に把握する必要がある。その上で、業務継続計画の策定及び見直しに主体的に参画して必要な情報を共有するとともに、非常時優先業務が必要とする施設機能の目標を設定し、施設機能に不足が生じると考えられる場合には、平常時の施設管理や改修等において、許容するリスクと、費用をかけてでも回避するリスクを明確にしつつ、その機能を確保及び維持するために計画的な施設整備等を行う必要がある。

また、複数の省庁が入居する合同庁舎の施設管理者は、非常用電源の合同庁舎内の割当、発災時の点検等の役割分担等を明確にするため、入居省庁と調整しなければならない。

### 1.2.3. 「施設機能確保のための計画」作成の必要性

業務継続が確実に行的られるために、現状の施設機能を前提とした発災時の点検、応急復旧

## 第1編 指針

のために必要な「発災時における施設機能確保のための運用計画」や、業務継続力を向上させるために必要な「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成する必要がある。

また、作成されたこれらの計画は、訓練・試運転を通じた問題点の是正、業務継続力の持続的改善を行うため、継続的に見直しを行う。

### 第3章 官庁施設の目標とする耐震安全性と機能

#### 1.3.1. 耐震安全性

非常時優先業務を行う官庁施設は、非常時優先業務に必要な機能を維持するために必要となる耐震安全性が確保されていなければならない。

#### 1.3.2. 基幹設備機能

非常時優先業務を行うための活動支援空間及び執務空間における機能を維持するために、次の事項に留意し、必要となる電力、通信・情報、給水・排水、空調、監視制御、エレベーター等に係る基幹設備機能が確保されていなければならない。

- ①発災後の人命と身体の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な基幹設備機能を相当期間継続できるものとする。
- ②業務継続に求められる機能についての信頼性の向上を図るものとする。また、不測の事態により、必要な基幹設備機能を発揮できない場合を想定し、代替手段を考慮する。
- ③発災後においても機能する必要がある設備機器、配管等は、他からの波及被害を受け難いよう配慮する。
- ④ライフラインの途絶に備えた対策を行う。

#### 1.3.3. 活動支援空間における機能

非常時優先業務を行うために次の事項に留意し、必要とする移動機能、物品の保管機能等、必要となる活動支援空間における機能が確保されていなければならない。

- ①発災時に非常時優先業務を行うために必要となる活動支援空間を確保する。
- ②発災時に活動支援空間が機能するための環境を確保する。
- ③発災時の二次被害の防止、すなわち火災、浸水、漏電等の被害を防止するための措置を講ずる。
- ④発災時に活動支援空間における機能が阻害されないようセキュリティを確保する。

#### 1.3.4. 執務空間における機能

非常時優先業務を行うために次の事項に留意し、必要とする明るさ、空気環境等、必要となる執務空間における機能が確保されていなければならない。

## 第1編 指針

- ①発災時に非常時優先業務を行うために必要となる空間及び環境を確保する。
- ②発災時の二次被害の防止、すなわち火災、浸水、漏電等の被害を防止するための措置を講ずる。
- ③発災時に非常時優先業務の機密性に応じたセキュリティを確保する。

### 第4章 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成

#### 1.4.1. 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成

関係者は、発災時におけるそれぞれの役割を予め理解しておく必要があり、発災時には迅速に行動し、施設機能を確保しなければならない。そのため、施設管理者は、次の関係者それぞれの役割を認識し、発災直後の建築構造体の点検体制及び手順、発災後の施設機能の点検体制、復旧手順等を記載した「発災時における施設機能確保のための運用計画」を作成するものとする。また、運用計画の作成にあたっては、休日や夜間に発災した場合にも迅速に対応できるよう、適切な運用体制を構築するものとする。

##### (1) 発災時における施設管理者の役割

施設管理者は、職員等の安全を第一に考えて行動することが重要である。その上で、維持管理受託者及び警備受託者と連携し、非常時優先業務を行うために必要な施設機能を迅速かつ的確に確保しなければならないため、発災時の点検、応急復旧については維持管理受託者及び警備受託者と契約及び協定により予め定めておくことが望ましい。また、施設管理者は、非常時優先業務を行う各部局の担当者との連絡体制の整備や役割分担の明確化を行い、迅速に対応できる環境を構築する。

##### ① 構造体等の点検

大地震動後に建物を使用するためには構造体に問題がないことが前提となる。そのため、維持管理受託者及び警備受託者と連携し、早急に構造体等の点検を行い、施設の使用の可否について災害対策本部へ報告する。特に、施設の継続使用が困難と判断された場合には、迅速に災害対策本部へ施設が使用できないことを報告し、代替施設への移動を助言する必要がある。

##### ② 基幹設備機能の確保

基幹設備機能を確保するため、維持管理受託者と連携し、早急に点検、応急復旧を行うと共に、設備の使用の可否、使用可能時間等について災害対策本部へ報告する。特に、職員等の安全を確保するための火災報知設備、消火設備等の防災設備の稼働及び非常時優先業務を行うための電力の確保が必須となることに留意する。特に、災害対策本部が上層階に設置される場合は、エレベーターの迅速な復旧に留意する。

##### ③ 活動支援空間における機能の確保

活動支援空間における機能を確保するため、維持管理受託者と連携し、早急に点検、

## 第1編 指針

応急復旧を行うと共に、活動支援空間の使用の可否について災害対策本部へ報告する。また、職員と来庁者等との動線分離を考慮する等、警備受託者と連携し、入場者を制限できる手段を確保する。

### ④ 執務空間における機能の確保

執務空間における機能の点検や応急復旧について、非常時優先業務を行う各部局からの要請に応じて対応する。

## (2) 発災時における維持管理受託者及び警備受託者の役割

維持管理受託者及び警備受託者は、非常時優先業務を行うために必要な施設機能を迅速かつ的確に確保するために、施設管理者を補佐し、委託を受けて管理している基幹設備機能、セキュリティ等を確保できるよう、予め定められた計画又は施設管理者の指示により、点検、応急復旧、人員確保等を適切に行う必要がある。

### ① 構造体等の重要部位の確認

構造体等の点検を行い、施設管理者へ報告する。

### ② 基幹設備機能の確保

基幹設備機能を確保するための点検、応急復旧を行い、逐次、施設管理者へ報告する。

### ③ 活動支援空間における機能の確保

活動支援空間における機能を確保するため、点検、応急復旧及びセキュリティの確保を行い、逐次、施設管理者へ報告する。

### ④ 執務空間における機能の確保

執務空間における機能を確保するため、点検、応急復旧を行い、逐次、施設管理者へ報告する。

## (3) 発災時における非常時優先業務を行う各部局の役割

執務空間における機能を確保するため、迅速かつ的確に業務を行える環境であるかを各部局が自ら確認し、その状況を施設管理者に報告する。

### ① 執務空間における機能の確保

非常時優先業務を行う執務空間における機能を確保するため、安全に行える範囲内で機能確保のための点検、応急復旧を行う。

### ② 火災被害の防止

二次災害防止のため、火災発生の原因となる要素を排除する。

### ③ セキュリティの確保

非常時優先業務を行う執務空間のセキュリティを確保するため、必要に応じて、入室者を制限できる手段を確保する。

## (4) 発災時における国土交通省官庁営繕部の役割

## 第1編 指針

各省庁の要請に応じて、応急復旧に係る被害調査の支援、その他の技術的支援を行う。

### 1.4.2. 業務継続計画への反映

作成した「発災時における施設機能確保のための運用計画」を踏まえ、業務継続計画に必要事項を記載する。

### 1.4.3. 訓練・試運転の実施

関係者がそれぞれの役割を理解するとともに、発災時に迅速に行動し、施設機能を確保できるよう訓練又は試運転を実施しなければならない。

### 1.4.4. 発災時における施設機能確保のための運用計画の継続的見直し

訓練・試運転により明らかとなった問題点に対する是正及び「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」との整合性を図るため、「発災時における施設機能確保のための運用計画」は継続的に見直しを行う。

## 第5章 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成

各省庁が必要とする業務継続の水準を達成できる施設機能となるよう、官庁施設の目標とする機能を定め、施設機能の現状を把握し、それらに乖離がある場合には、費用対効果を考慮しつつ適切かつ効果的な対策を施す必要がある。そのため、施設管理者は、業務継続力を向上させるため、施設機能の現状、改修時期、費用等を記載した「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成するものとする。

また、国土交通省官庁営繕部は、施設管理者に対して、必要に応じて技術的支援を行うものとする。

### 1.5.1. 施設機能の現状把握

施設管理者は、非常時優先業務に必要な施設機能を確保するため、耐震安全性、基幹設備機能、活動支援空間における機能、執務空間における機能について、図面、関係書類、現地調査等により、現状を把握する。そして、目標とする機能と比べて現状の機能が不足する場合には、改修計画を立案する。ただし、改修工事等が完了するまでの経過期間においては現状の機能を前提とした業務継続計画を作成するものとし、業務継続計画の策定及び見直しに主体的に参画する。

各部局は、自らが利用する執務空間における機能の現状把握に協力する。

### 1.5.2. 施設機能確保のための対策方法の選定

目標とする機能と現状との乖離、目標とする機能と対策後の乖離を把握し、それぞれの対

## 第1編 指針

策に要する費用、効果、期間等を検討し、目標とする機能となるような対策方法を選定する。

### 1.5.3. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成

現行の施設の修繕計画等を考慮しつつ、「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成する。

### 1.5.4. 業務継続計画への反映

施設機能の現状や整備計画を踏まえ、業務継続計画に必要事項を記載する。ただし、「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」による改修工事等が完了するまでの経過期間においては、現状の機能を前提とした業務継続計画とすることに留意する。

### 1.5.5. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の継続的見直し

業務継続力の持続的改善を行うため、「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」は継続的に見直しを行う。